

第1号様式（第7条関係）

空家除去費補助金交付申請書

申請日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

南房総市長 宛

申請者 住所 **南房総市富浦町青木28番地**  
氏名 **南房総 太郎**  
電話番号 **0470-33-0000**

空家除去費補助金の交付を受けたいので、南房総市空家除去費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 200,000 円  
(除去工事費 2,500,000 円)

交付申請額は、補助対象工事費用の1/5又は20万円の少ない方の額を記入してください。  
除去工事費は、見積書の額を記入してください。

2 事業の実施場所 南房総市富浦町青木字七反目甲28番  
(空家の所在地)

全部事項証明書（登記簿）の所在を記入してください。

3 除去工事の完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

4 添付資料  
別紙1チェックシートに基づく資料

完了予定は、申請した年度の2月末日までの日付を記入してください。  
※年度内に終わらない場合は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

## 補助金交付申請添付書類チェックシート

チェック欄	添付書類一覧
<input checked="" type="checkbox"/>	1 事業計画書（別紙2）
<input checked="" type="checkbox"/>	2 当該空家の所有者等であることを証する書面 登記事項証明書、相続関係説明図、戸除籍謄本等を提出してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	3 補助金交付申請同意書（第2号様式） 申請者が当該空家の所有権を単独で有する場合は不要です。 共有又は未相続の場合、共有者又は相続人全員の同意が必要です。
<input checked="" type="checkbox"/>	4 位置図 住宅地図等に申請地を記載してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	5 配置図 敷地に対して建物がどの位置にあるか図示してください。 建物の外郭を示す簡易的なものでも結構です。
<input checked="" type="checkbox"/>	6 建物平面図 建物平面図を提出してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	7 現況写真
<input checked="" type="checkbox"/>	8 除去工事の見積書等 解体事業者等の除去工事に係る見積書、積算書等を提出してください。 様式は任意です。
<input checked="" type="checkbox"/>	9 市税の納税証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	10 居住その他の使用がなされなくなってから1年以上経過していることを証明する書類 電気、ガス、水道等の使用停止日が記されたものの写し
<input checked="" type="checkbox"/>	11 誓約書（第3号様式）
<input type="checkbox"/>	12 その他市長が必要と認める書類

10の光熱水費の書類の添付ができない場合に、行政区長（組長又は班長）等からの不居住の証明などを想定しています。

## 事業計画書

申請者 住所 **南房総市富浦町青木28番地**  
氏名 **南房総 太郎**

### 1 空家の概要

(1) 所在地：南房総市**富浦町青木字七反目28番**

(2) 空家の建築年：**昭和48年4月**

(3) 建物面積及び棟数

延床面積 **148.50** m<sup>2</sup> 棟数 **1** 棟

全部事項証明書（登記簿）に記載されているとおり記入してください。

### 2 事業期間（予定）

**〇〇年〇〇月〇〇日** ～ **〇〇年〇〇月〇〇日**

事業期間は、申請されてから概ね2週間程度からを記載してください。

### 3 解体事業者等の名称及び代表者

・事業者：**(株)三芳土木**

・許可又は登録の種類：建設業許可 号  
解体工事登録 千葉県知事（登-00） 第 **0000** 号

・住所：**南房総市谷向100番地**

・代表者：**代表取締役 三芳 建夫**

・連絡先：**36-0000**

解体事業者を証明する書類の添付は、必要ありません。

### 4 除去後の跡地管理について

除去後の跡地については、民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）等の規定に基づき、周辺住民の居住環境を悪化させることのないよう適正な管理に努めます。

### 5 その他

空家の除去により発生したトラブル等については、申請者の責任においてすべて解決します。